

広島大学大学院人間社会科学研究科（博士課程前期）
法学・政治学プログラム入学試験
（令和 8 年 8 月実施）

問 題 専 門 科 目 [刑 法]

以下の設問について解答せよ（2 問必答）。

（設問 1）

X は、殺意をもって A を拳銃で殺した。ところが、A の死体に近寄ってよく見ると、A もまた X を殺そうとして今まさに拳銃を打つところであった。X の罪責について論ぜよ。

（設問 2）

A と再婚して、10 歳の子ども V の継父となった X は、V が自分に懐かないことから腹を立て、連日のごとく暴行・脅迫を繰り返し、「おまえには生きている価値がない」などと、執拗に肉体的・精神的攻撃を加えていた。そのため、追い詰められた V は、夜中に自分の部屋で首を吊って自殺した。X の罪責を論ぜよ。

刑法 出題の意図

設問 1

- (1) 防衛の意思の意義と、必要説・不要説の指摘と異同が区別できているか。
- (2) 必要説を根拠に正当化されないことの説明に成功しているか。
 - ・ X の状況認識の有無により、「法秩序維持」ないし「法確証」の利益の有無は左右されないか。客観的なマイナスが生じているか。
 - ・ 未遂犯の成否について検討しているか(行為無価値か結果無価値か)。
- (3) その他、正当防衛ないし過剰防衛等に関する言及については、内容に応じて適宜加点する。

設問 2

- (1) 措定された事実該当する条文と構成要件の措定
 - 202 条・自殺教唆罪?、205 条・傷害致死罪?、199 条・殺人罪?
- (2) 具体的事実のあてはめによる構成要件該当性の審査
 - 追い詰められた V は、夜中に自分の部屋で首を吊った。
 - 一連の暴行・脅迫が、自己の決意による自己の行為を唆したと評価可能。
- (3) 具体的事実のあてはめによる違法性阻却事由の審査
 - 監護・教育権(民法 820 条)は、暴行・脅迫を正当化するものではなく(児童虐待防止法 14 条 2 項)、むしろ子の人格尊重等の規定(民法 821 条、児童虐待防止法 14 条 1 項)に背馳するものであるから、違法性は阻却されない。